



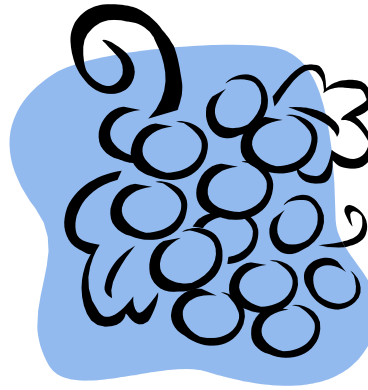
しあわせ信州

H28.6 版

-農業へのチャレンジ-

長野県版

企業の農業参入マニュアル



平成28年6月

長野県農政部

目 次

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 一般法人の農業参入に関する県の基本的な考え方 | 1 |
| 2 | 一般企業が農業に参入する方法 | 1 |
| 3 | 参入法人の企業形態 | 3 |
| 4 | 参入（営農開始）までの手順 | 4 |
| 5 | 経営計画の作成 | 5 |
| 6 | 技術習得 | 5 |
| 7 | 施設・機械等整備への支援措置 | 6 |
| 8 | 認定農業者制度 | 8 |
| 9 | 農業参入の相談窓口 | 10 |

1 一般法人の農業参入に関する県の基本的な考え方

地域農業の維持・発展を図る観点から、地域の状況に応じて、農用地の有効利用や地域の活性化に資するよう一般法人の参入も含めて、多様な担い手の確保を図る必要があると考えています。

その際には、市町村と協定を締結する等により地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営が行われるよう配慮するとともに、農用地の貸付等について、地域の認定農業者等への集積を優先することを基本としています。

- 一般法人等の参入も含めた多様な担い手の確保として推進します。
- 市町村や地域農業者と連携した参入など、地域の農業振興に資するような参入を支援します。

2 一般企業が農業に参入する方法

一般企業が農業に参入する方法として、農地の権利を取得して農業を行う方法、農地の権利を取得せず、農作業を受託する方法、また、農地を利用しないで農業を行う方法がありますが、このマニュアルでは、農地の権利取得を前提とする農業参入について説明します。

近年、安全・安心等こだわり商品の生産や原材料の安定確保、流通経費の削減等を目指して、県内でも企業の農業参入の動きが活発化しています。企業の農業参入について、新たな需要の掘り起こし、優れた商品開発などの企業的手法による経営展開を通じた農業の活力向上や農地の有効活用が期待されています。

農地の権利取得を前提とする農業への参入形態としては、農地所有適格法人を設立、あるいは既存の農地所有適格法人に出資して農業経営を行う方法と農地所有適格法人以外の法人（一般法人・既存の企業形態）として貸借により農業経営を行う方法があります。

<農地所有適格法人> → 所有・貸借いずれも可能

農地法に基づく要件（法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件）を満たす「農地所有適格法人」を設立し、農地を所有又は貸借して農業経営を行う。

<農地所有適格法人以外の法人（一般法人）> → 貸借のみ可能（所有は不可）

平成21年12月の改正農地法の施行に伴い、「農地所有適格法人」の要件を満たさなくても一定の要件（解除条件、地域における役割分担、業務執行役員の常時従事）を満たし、農地を貸借して農業経営を行う。

—長野県の一般法人参入状況—(平成28年1月末現在)

| 年 度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 計 | |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 一般法人 | 22 | 12 | 10 | 31 | 29 | 16 | 120 | |
| 業種 | 建設業 | 1 | 2 | | 2 | 3 | 8 | |
| | 食品関連業 | 6 | 4 | 3 | 7 | 9 | 1 | 30 |
| | その他 | 15 | 6 | 7 | 22 | 17 | 15 | 82 |

※ 解除条件付き貸借による農業参入

(1) 農地所有適格法人

1 法人形態要件

株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

2 事業要件

主たる事業が農業(自己の農業と関連する農産物の加工・販売等の関連事業を含む)[売上高が過半]

3 構成員要件

- 農業の常時従事者
- 農地の権利提供者
- 作業委託農家
- 地方公共団体
農業協同組合
農業協同組合連合会

<農業関係者>

- ・総議決権の2分の1超
- ・農地中間管理機構又は円滑化団体を通じて法人に貸し付けている個人

- 法人から物資の供給等を受ける者または法人の事業の円滑化に寄与する者
(例)他の農地所有適格法人
スーパー
食品産業 等

<農業関係者以外:関連事業者>

- ・総議決権の2分の1未満

4 役員要件

- ① 役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)である構成員であること
- ② 役員又は重要な使用人(農場長等)のうち1人以上が農作業に従事(原則年間60日以上)

(2) 農地所有適格法人以外の法人(一般法人)

1 法人の形態

農地所有適格法人以外の法人
(例:一般の株式会社、NPO法人 など)

2 解除条件

- ① 農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること
- ② 撤退した場合の混乱を防止するため、次の事項を契約上明記
 - ・原状回復義務
 - ・原状回復の費用負担者
 - ・損害賠償の取り決め
 - ・違約金支払いの取り決め

3 地域における適切な役割分担

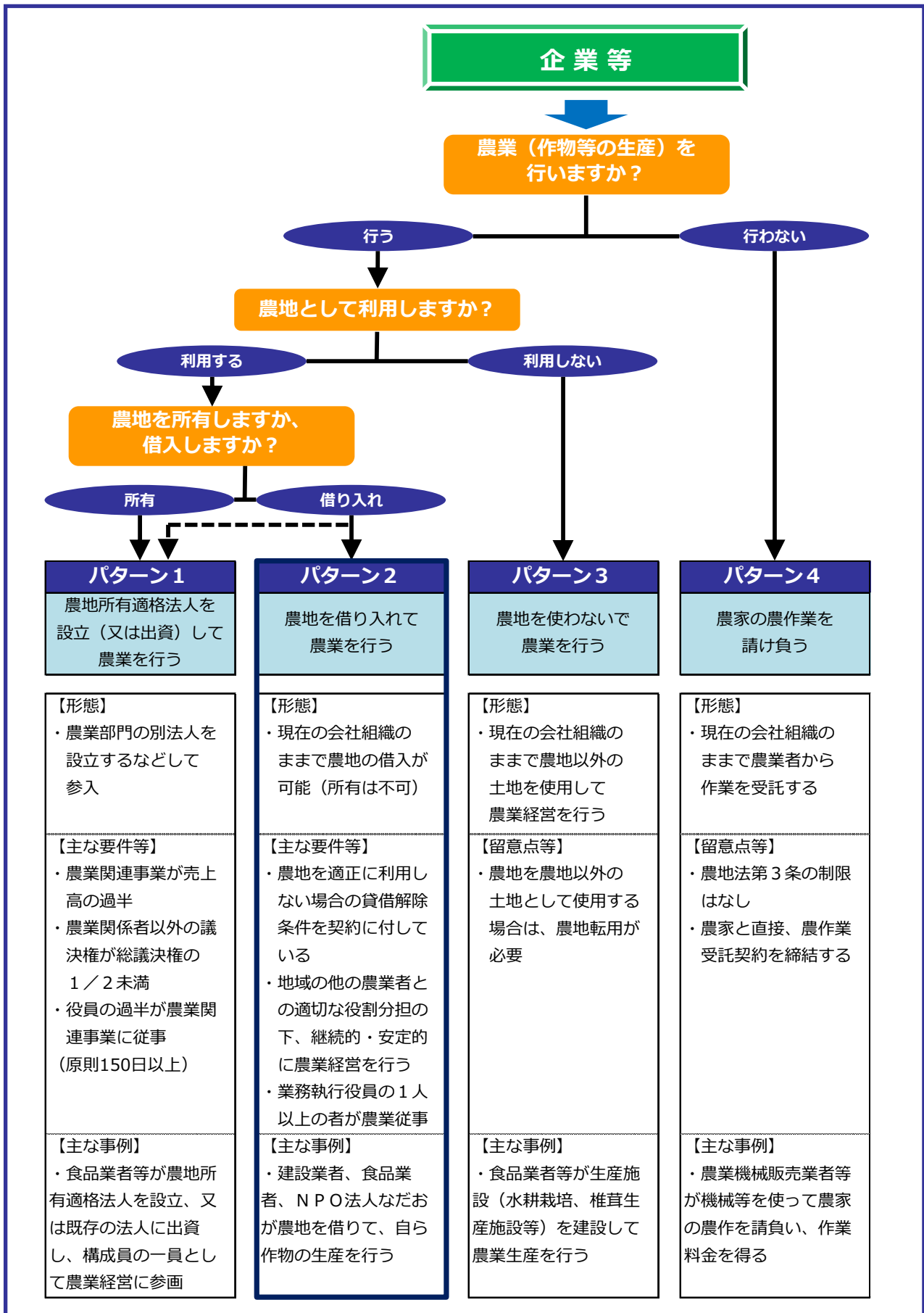
- ① 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の取り決めの遵守、鳥獣被害対策への協力 等
- ② 機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行うことが見込まれること

4 業務を執行する役員の常時従事

実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持つ者が、業務を執行する役員のうち1人以上いること
(定款、法人登記事項証明書等で確認)
※ 農業に常時従事するとは、農作業に限定されるものでなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労務も含む

3 参入法人の企業形態

実際に参入するには、様々な農業参入パターンがあります。



4 参入（営農開始）までの手順

一般法人が農地を賃借して参入する手順は次のとおりです。（パターン2の場合）



5 経営計画の作成

農業と言っても、水稻・果樹・野菜・花き・畜産など様々な分野があります。

「何を作るか」、「どこでどう売るか」など、生産に必要な経費（コスト）や販売で得られる収入（売上）などについて、できる限り正確な情報を集め、正確で詳しい経営計画を立てることが重要です。

【検討項目例】

計画概要

作目名(作型・品種)、栽培方法、生産規模、生産量、販売方法、労働力、機械・施設整備

収入

標準的な収穫量、販売単価(想定する販売先の販売価格、市場平均価格など)

経費

①物財費(種苗費、肥料費、農薬費、動力光熱費、修繕・償却費、諸材料費など)
②諸負担(土地改良費・水利費、租税公課、支払地代など)
③販売費(出荷資材費、運賃、販売手数料)、その他雇用労賃など

労働

労働時間配分(月別(旬別)、作業別の労働時間を表やグラフ化し、平準化を図る)

6 技術習得

農作物の栽培は、土地や気象条件に大きく影響されますので、それに合わせて作物の生育のコントロールをする農業技術の習得が必要です。また、商品として販売するには、実需者のニーズに応える量や品質が求められ、早期に経営を安定させる栽培技術の習得、技術者の育成が重要です。

社内の職員から技術者を養成するか、技術を持つ農業者から指導を受けるか、外部から技術者を雇用するのかなど含めて生産管理体制を明確にすることが必要です。

県では、農業改良普及センターを県下10箇所に設置し、普及指導員が農業者に対して、農業技術の指導や経営改善指導にあたっています。

また、長野県農業大学校研修部では、農業法人への就職等に必要な農作業研修を行う雇用就農者等支援研修やトラクターの操作方法の習得及び道路走行練習等を行う農業機械利用技能研修をはじめ、農業に関連する企業等と連携し社員研修等を受け入れる(農作業体験・農家実習等)農業関連企業等農業体験研修等を開設し、企業が必要とする人材育成について支援を行っています。

| 役割 | 所属名 | 担当地域 |
|-----------|---------------|---|
| 農業技術・経営指導 | 佐久農業改良普及センター | 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町 |
| | 上小農業改良普及センター | 上田市、東御市、長和町、青木村 |
| | 諏訪農業改良普及センター | 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 |
| | 上伊那農業改良普及センター | 伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村 |
| | 下伊那農業改良普及センター | 飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村 |
| | 木曾農業改良普及センター | 上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村 |
| | 松本農業改良普及センター | 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村 |
| | 北安曇農業改良普及センター | 大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村 |
| | 長野農業改良普及センター | 長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村 |
| | 北信農業改良普及センター | 中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村 |
| 研修 | 長野県農業大学校 | 県内全域 |

7 施設・機械等整備への支援措置

農業をはじめめるためには、農地のほか、農業用施設や農業用機械が必要です。

農業用施設や農業用機械は高額な物が多いため、投資計画や資金繰り等を考慮して、計画的に整備する必要があります。

農業用施設や農業用機械の整備にあたって、農地所有適格法人の場合は、補助事業や農業制度資金などの支援策があります。

なお、一般法人の場合にあっては、経営開始後において、それぞれの要件を満たせば該当となります。

(1) 補助事業

| 事業の名称 | 主な補助対象 | 主な補助要件等 | 補助率等 |
|--|---|---|---|
| 経営体育成支援事業 (融資主体型補助事業) | <ul style="list-style-type: none"> 農産物の生産、加工、流通、販売、その他農業経営の改善に必要な機械や施設の改良、造成、復旧又は取得 農地等の改良、造成又は復旧 | <ul style="list-style-type: none"> 適切な人・農地^アの中心的经营体に位置付けられていること 金融機関からの融資(プロジェクト融資)を活用して農業用機械や施設、土地基盤整備を行う場合に、融資残の自己負担部分を助成(融資率が50%を超えるもの) 市町村が「経営体育成施設支援計画(支援計画)の作成 支援計画に導入を希望する機械・施設等の整備内容及び経営改善に関する目標等の位置付け | 取得価格の3/10(最大) ※融資額の割合(融資率)や経営体の経営改善に関する目標に応じて異なる |
| 6次産業化ネットワーク活動交付金 整備事業 (事業者タイプ) | <ul style="list-style-type: none"> 農産物の加工・流通・販売等のために必要な施設 6次化等の取組に必要な自らが行う農林水産物等の生産のために必要な施設 食品等の加工・販売のために必要な施設 | <ul style="list-style-type: none"> 総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の認定を受けた者 取組に対する経費の額から資金の貸付額を除いた自己負担分を助成するものであること 総事業費が1億円以上の場合、5年以上の経営経験を有していること 多様な事業者(事業実施主体を含む3者以上)が連携するネットワークの構築、成果目標達成に向けた規約等の作成 整備を予定している機械・施設の規模が適正であること 適正な利用が図られること ・・・など、事業実施要領に定められたもの。 | 3/10以内 ※上限額1億円 |
| 耕作放棄地再生利用対策交付金 | 耕作放棄地の再生・利用に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 再生作業＋土壌改良 土壌改良(2年目が必要な場合) 基盤整備 乾燥調整施設 集出荷貯蔵施設 農業用機械(借上げ) 農業用施設 など | <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会が設立されていること 地域協議会が再生利用活動や耕作者の確保(見込みも含む)に係る計画を定めていること 土地所有者に代わり耕作する者が確保され(見込みも含む)、再生利用活動活動の取組初年度から5年間以上の耕作が見込まれること 再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地であること | 定額1/2以内等 |

(2) 農業制度資金

| 資金の種類 | 対象者 | 資金の用途 | 貸付限度額 | 償還期限 (据置期間) | 融資率 | 貸付 金利 (※1) |
|-------------------------|----------------------|---|--|------------------|------|------------------|
| 農業近代化資金 | 農業参入法人 (※2) | 農業経営開始に必要な機械・設備の取得、農地等の改良、造成等 | 1.5億円 | 15年以内 (3年以内) | 80% | 0.1% |
| | 主業農業者 (※3) | 農業施設・機械の取得及び改良、長期運転資金(一部については認定農業者に限る)等 | 法人 2億円 個人 (1,800万円) (※4) | | | |
| | 認定農業者 | | | 15年以内 (7年以内) | 100% | 0.1% |
| 経営体育成強化資金 | 農業参入法人 (※2) | 農業経営開始に必要な機械・設備の取得、農地等の改良、造成等 | 1.5億円 | 25年以内 (3年以内) | 80% | 0.1% |
| | 主業農業者 (※3) | 農業経営の改善に必要な機械・設備の取得、農地等の改良、造成等 | 法人 5億円 個人 (1.5億円) | | | |
| 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) | 認定農業者 | 農地等取得、農業施設・機械の取得及び改良等経営改善に必要なすべての資金 | 法人 10億円 個人 (3億円) | 25年以内 (10年以内) | 100% | 0.1% (※5) |
| 農業経営改善促進資金 (スーパーS資金) | 認定農業者 | 肥料・飼料代、農機具等の購入費、施設・機械修繕費等 | 法人 2,000万円 個人 (500万円) (※6) | 1年以内 | | 1.5% |
| 農業経営開始資金 | 就農する個人、農業に参入しようとする法人 | 農業経営の開始に必要な資金(土地取得や営農に直接関係ない費用を除く) | 法人 1,000万円 個人 (200万円) | 7年以内 (2年以内) | 80% | 0.1% |

※1 貸付金利は、平成28年6月20日現在

※2 農業参入法人は、異業種から農業参入した法人など農業経営の実績のない法人(経営開始後2期以上の決算を終えていないもの)であって、5年以内に認定農業者となる計画を有し、経営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受けている法人のことをいいます。

※3 主業農業者は、農業に係る売上が総売上高の過半を占めている法人または農業に係る売上が1,000万円以上の法人のことをいいます。

※4 融資率及び貸付利率の特例を受けることができるのは個人1,800万円、法人3,600万円までです。

※5 人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者または農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者の場合、貸付後5年間に限り最大無利子となります。

※6 畜産経営又は施設園芸を含む経営の場合は4倍となります。

8 認定農業者制度

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を市町村が認定する制度です。

農業経営改善計画の達成を支援するため、関係機関・団体が様々な施策を重点的に実施しています。

1 認定の対象者

プロの農業経営者として頑張っていこうという農業者を幅広く育成していくためのものであり、農業を職業として選択していこうとする意欲ある人であれば、以下の要件にとらわれず認定の対象となります

- ① 性別（男女の性別を問わず認定の対象）
- ② 年齢（一律の年齢制限は無し）
- ③ 専業・兼業の別（兼業農家や新規就農者であってもプロの農業経営者を目指すものであれば認定の対象）
- ④ 経営の規模、所得の大小（経営の規模や所得が小さくても高収益の農業経営を目指す場合は認定の対象）
- ⑤ 営農類型（農地を所有しない畜産経営や施設園芸も認定の対象）
- ⑥ 組織形態（農地所有適格法人以外の農業経営を営む法人や集落営農組織も法人化すれば認定の対象）

2 農業経営改善計画の作成と申請

農業経営改善計画には、概ね5年後を目指した以下の大きな4つの目標と目標達成のための取組内容を記載します

- ① 農業経営の規模拡大に関する目標
（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
- ② 生産方式の合理化の目標
（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入等）
- ③ 経営管理の合理化の目標（複式簿記の記帳等）
- ④ 農業従事の態様等の改善の目標（休日制の導入等）

3 認定基準

【市町村による農業経営改善計画の認定を受けるための要件】

- ① 改善計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること
- ② 改善計画を達成させる見込みが確実であること
- ③ 改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

4 支援策等

認定農業者には、農業経営改善計画の目標の達成に向けて、関係機関・団体が農地利用、資金、税制など多方面から支援します

<主な支援制度等>

- 農地の利用集積のための支援
- 税制上の特例（農業経営基盤強化準備金）
- 農業経営コンサルタント派遣による経営分析、経営相談、法人化支援
- 農業経営改善セミナーによる経営管理能力の向上や経営発展に必要な知識の習得

5 農業経営改善計画の認定の手続き

農業の経営改善を図ろうとする農業者・農業法人

現在の経営内容を認識する

経営改善の目標を設定
(農業経営改善計画の作成)

(改善計画の5年後の目標と取組内容)

- ①経営規模の拡大
- ②生産方式の合理化
- ③経営管理の合理化
- ④農業従事の態様の改善

・市町村
・農業委員会
・地域農業再生協議会
(地域担い手育成総合支援協議会)
・営農支援センター
・農業改良普及センター 等による指導・助言

市町村へ計画認定の申請

市町村基本構想との照合

(改善計画の認定の基準)

- ①市町村基本構想に照らして適切
- ②農用地の効率的・総合的な利用を図るために適切
- ③計画が達成される見込みが確実

農業経営改善計画の認定

計画に基づいて経営を改善

【各種制度による主な支援】

- 農地の利用集積のための支援
- 税制上の特例(農業経営基盤強化準備金)
- 経営相談、法人化支援、技術指導などの支援 等

経営発展・目標達成

9 農業参入の相談窓口

| | 相談窓口 | 担当地域・担当区分 | 電話番号 |
|-----------|--|---|------------------------------|
| 県庁 | 農政部農村振興課地域営農係・農業金融係 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 | 長野県全域、県外、農業経営基盤強化促進法、認定農業者制度、助成措置、制度資金 | 026-235-7245 026-235-7242 |
| | 農政部農業政策課農地調整係 同上 | 長野県全域、県外、農地法(農地所有適格法人制度) | 026-235-7214 |
| 県現地機関 | 佐久地方事務所農政課農村振興係 〒385-8533 佐久市跡部65-1 | 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町 | 0267-63-3147 |
| | 上小地方事務所農政課農業振興係 〒386-8555 上田市材木町1-2-6 | 上田市、東御市、長和町、青木村 | 0268-25-7126 |
| | 諏訪地方事務所農政課農業振興係 〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 | 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 | 0266-57-2913 |
| | 上伊那地方事務所農政課農業振興係 〒396-8666 伊那市荒井3497 | 伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村 | 0265-76-6813 |
| | 下伊那地方事務所農政課農村振興係 〒395-0034 飯田市追手町2丁目678 | 飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村 | 0265-53-0413 |
| | 木曾地方事務所農政課農政係 〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 | 上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村 | 0264-25-2220 |
| | 松本地方事務所農政課農村振興係 〒390-0852 松本市大字島立1020 | 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村 | 0263-40-1916 |
| | 北安曇地方事務所農政課農業振興係 〒398-8602 大町市大町1058-2 | 大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村 | 0261-23-6511 |
| | 長野地方事務所農政課農村振興係 〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 | 長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村 | 026-234-9592 |
| | 北信地方事務所農政課農業振興係 〒383-8515 中野市大字壁田955 | 中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村 | 0269-23-0209 |
| 県外 | 信州首都圏総合活動拠点(銀座NAGANO) 〒104-0061 東京都中央区銀座5-6-5 NOCOビル4階 | | 03-6274-6015 |
| | 名古屋事務所 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中ビル4階 | | 052-251-1441 |
| | 大阪事務所 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-3-1-800 大阪駅前第1ビル8階 | | 06-6341-7006 |
| 団体 | 一般社団法人長野県農業会議 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2県庁東庁舎3階 | 長野県全域、県外 | 026-234-6871 |
| 内容 | 相談窓口 | 住所 | 電話番号 |
| 農業技術・経営指導 | 佐久農業改良普及センター | 〒385-8533 佐久市大字跡部65-1 佐久合同庁舎内 | 0267-63-3146 |
| | 上小農業改良普及センター | 〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内 | 0268-25-7157 |
| | 諏訪農業改良普及センター | 〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪合同庁舎内 | 0266-57-2932 |
| | 上伊那農業改良普及センター | 〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内 | 0265-76-6842 |
| | 下伊那農業改良普及センター | 〒395-0034 飯田市追手町2丁目678 飯田合同庁舎内 | 0265-53-0436 |
| | 木曾農業改良普及センター | 〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 木曾合同庁舎内 | 0264-25-2230 |
| | 松本農業改良普及センター | 〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内 | 0263-40-1947 |
| | 北安曇農業改良普及センター | 〒398-8602 大町市大字大町1058-2 大町合同庁舎内 | 0261-23-6543 |
| | 長野農業改良普及センター | 〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎内 | 026-234-9534 |
| 研修 | 北信農業改良普及センター | 〒383-8515 中野市大字壁田955 北信合同庁舎内 | 0269-23-0221 |
| | 長野県農業大学校(研修部) | 〒384-0807 小諸市大字山浦4857-1 | 0267-22-0214 |

※農業参入の地域が決まっている場合は、各市町村にもご相談下さい。